



医療機関版

## NEWS LETTER

2020年1月号

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿7-5-14井上ビル12号館301  
TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474

Topic

## 認定期限迫る！ 検討・手続きは急務です



「持分あり医療法人」から「持分なし医療法人」への移行に際し、今ならば認定制度を利用することで、税制優遇措置や低利融資が受けられます。期限は、2020年9月末まで。手続きされる方は急務です。

## 7割強の「持分あり医療法人」

持分あり医療法人は、改正医療法施行により、2007年4月1日以降設立することはできません。それまでに設立された持分あり医療法人は、“経過措置型医療法人”として当面存続が認められ、“持分なし”への自主的な移行が求められています。しかし、移行に係る課税上の問題やその他の事情により、2019年3月末日現在、未だに医療法人数の7割強を占めています。

そこで国は移行を促進するための施策として、この課税上の問題が解決できる、「認定医療法人制度」を設けました。

## 課税上有利な「認定医療法人制度」

「認定医療法人制度」の“認定医療法人”とは、予め「持分なし医療法人」への移行計画の認定を受けた上で、移行を行う医療法人です。認定医療法人が、当該認定後、計画に従って3年以内に移行を果たし、出資持分を放棄すると、移行期間中の相続や贈与に係る税金や移行に伴う法人贈与税が結果的にかかりません。課税上大変有利な制度となっています。

## 準備を考えると、残った時間は後わずか

このように、課税上の問題で移行に足踏みをしている医療法人や出資者にとっては利点がある「認定医療法人制度」ですが、期限があります。認定は、現行では**2020年9月30日まで**となっています。ゆとりを持って**数ヶ月前に移行計画を厚生労働省に申請**し、この日までに認定を受けなければなりません。

また、認定医療法人は、運営の適正性要件等、申請時までには一定の認定要件を満たさなければなりません。更にそれを移行後も6年間維持することが求められます。直前期の決算内容によっては認定が受けられないこともあるため、事前対策にはある程度の時間を要します。検討なさる場合は、急ぎで取り組まれることをお勧めします。

なお、「認定医療法人制度」について、詳しくは、厚生労働省のパンフレット等をご参照ください。

(参考) 厚生労働省パンフレット

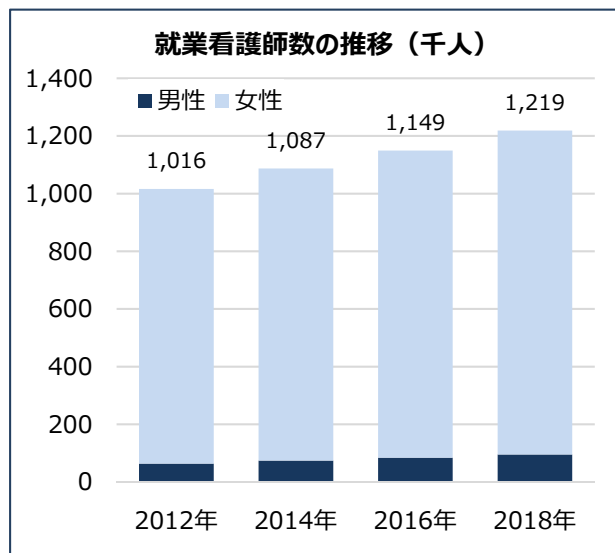
「持分なし医療法人」への移行促進策「延長・拡充」のご案内  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000180870.pdf>

## 就業看護師の現状

看護師不足が問題となっています。ここでは、2019年9月に発表された厚生労働省の調査結果※から、就業看護師の現状をみていきます。

### 就業看護師数の推移

上記調査結果から、就業看護師数の推移をまとめると、下グラフのとおりです。



2012年に100万人を超えた就業看護師数は、2018年には121.9万人になりました。内訳は男性が9.5万人、女性は112.3万人です。

### 年齢階級別の人数

2018年の年齢階級別の就業看護師数は、表1のとおりです。

【表1】年齢階級別の就業看護指数 (人、%)

	実人員	割合
総数	1,218,606	100.0
～29歳	257,668	21.2
30～39歳	298,333	24.4
40～49歳	343,543	28.2
50～59歳	229,848	18.9
60～64歳	56,799	4.7
65歳以上	32,415	2.7

厚生労働省「平成30年衛生行政報告例 (就業医療関係者) の概況」より作成

40代が最も多く、30万人を超えています。次

いで30代が多く、30代と40代で全体の50%以上を占めています。

### 就業場所別の人数

2018年の就業看護師数を就業場所別にみると、表2のようになります。

【表2】就業場所別の就業看護師数 (人、%)

	実人員	割合
総数	1,218,606	100.0
病院	863,402	70.9
診療所	155,986	12.8
助産所	190	0.0
訪問看護ステーション	51,740	4.2
介護保険施設等	89,270	7.3
社会福祉施設	18,897	1.6
保健所	1,237	0.1
都道府県	1,003	0.1
市区町村	7,139	0.6
事業所	4,784	0.4
看護師等学校養成所又は研究機関	16,867	1.4
その他	8,091	0.7

厚生労働省「平成30年衛生行政報告例 (就業医療関係者) の概況」より作成

病院が約86万人、診療所が約16万人となり、全体の80%以上を占めています。その他では介護保険施設等が約9万人で、全体の7.3%を占めています。

就業看護師数は増加を続けていますが、現状はもちろん将来的な看護師不足が問題となっています。看護師不足に悩む個々の医療機関にとっては、現在就業していない看護師等が復職しやすい環境を作っていくことが、看護師不足を解消するためのひとつの方法となるのではないのでしょうか。

※厚生労働省「平成30年衛生行政報告例 (就業医療関係者) の概況」

隔年調査で、就業医療関係者 (免許を取得している者のうち就業している者) 等について、就業地の都道府県知事に届出のあった数値等を取りまとめたものです。グラフはこの結果から作成したものです。グラフの数値は四捨五入の関係で実数と異なる表示となっている場合があります。詳細は次のURLのページからご確認ください。 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/eisei/18/>

## 医療機関でみられる 人事労務Q&A



### 『業務中の事故でケガをした場合どのように対応すればよいか』



さきほど、職員が業務中に階段から落ちてケガをするという事故が発生したという連絡がありました。本人の意識はありますが、頭を打っているかもしれないので、念のため検査のできる病院へ行くよう指示したところでした。このように労災が発生した場合、医院としてどのような対応をすればよいのでしょうか。



業務中に事故が発生しケガをしたときに最優先すべきことは、被災した職員の救護・治療です。可能であれば、労災保険指定の医療機関等（以下「労災指定病院」という）を受診するよう指示をします。その後、労働基準監督署等への手続きを行うため、ケガをした状況や事実関係を把握しておくことが重要です。

#### 詳細解説：

##### 1. ケガをした職員への対応

業務中の事故により職員がケガをしたときには、ケガをした職員の状況確認と救護・治療が最優先になります。治療が必要になる場合は、可能であれば、労災指定病院へ行くことが望ましいです。労災の治療費等は、原則として労災保険から支払われます。労災指定病院の場合は、窓口等で「療養補償給付たる療養の給付請求書（様式第5号）」を提出し、労災であることを申し出ることによって、治療費を直接負担する必要はありません。労災指定病院以外へ行く場合は、治療費の全額をいったん負担し、後日、労働基準監督署へ「療養補償給付たる療養の費用請求書（様式第7号）」を提出することにより請求します。いずれの場合であっても、健康保険は利用できないため、窓口等で健康保険証を提示しないよう注意を呼びかけましょう。



ならない場合は、労働基準監督署へ「労働者死傷病報告」の提出が必要になります。休業が4日以上であれば様式第23号、休業が4日未満であれば様式第24号となり、休業日数によって書類の種類と提出期限が異なります。この報告は、災害の発生状況等を記載するため、災害発生時の目撃者の有無や事実関係を確認しておきます。

なお、仕事を休んだ日に対し、休業4日目から休業補償給付が支給されます。その他ケガの状態によっては障害や遺族に関する給付も行われますので、すみやかに給付が行われるよう労働基準監督署への届出を行うようにしましょう。

業務中の事故によるケガなどが発生すると、突然の事態にどのように対応すればよいか戸惑う場面があります。日頃から職員に対して報告体制を周知したり、近隣の労災指定病院をあらかじめ調べておくとうよいでしょう。あわせて、事故の発生原因の究明や、改めて院内の安全衛生教育を行うことにより、再発防止策を立案・実行することが求められます。

##### 2. 労働基準監督署への報告・手続き

こうしたケガにより、仕事を休まなくては

# 事例で学ぶ 4コマ劇場

## 今月の接遇ワンポイント情報

### 『5S(ゴエス)』



## ワンポイントアドバイス

『5S』とは、整理、整頓、清掃、清潔、躰、それぞれの頭文字をとった表現です。一つ一つを理解し、実践することが重要です。

1. **整理**…物を区別し、要らない物を処分すること
2. **整頓**…誰もがすぐに、取り出せる・使える・しまえる状態にすること
3. **清掃**…ゴミや異物が無く、汚れの無い状態にすること。掃除が最小限で済むよう工夫すること
4. **清潔**…上記 1.~3.がなされた状態を保つこと
5. **躰**…決められたことを正しく実行する習慣をつけること

医療機関では、診察室や処置室はもちろんのこと、通路やトイレ、出入り口における5Sも大変重要です。

**整理・整頓**がなされていなければ、どうなるでしょう？  
事あるごとに探す時間がかかり、業務効率は悪くなります。患者様にも迷惑をかけてしまうでしょう。

**清掃・清潔**が保たれていなければ、どうでしょう？  
トイレの床が濡れていると滑って転倒しやすく、アクシデントやトラブルに見舞われます。

これら全てを実行するためには、徹底できるだけの習慣を身につけることが必要です。仕事をする組織人として当たり前の習慣ですが、当たり前のことを当たり前にするのは、案外難しいのです。こういった意味で、5つめのS:「躰」は、最も重要な意味を持ちます。

定期的で大掃除をして美しい院内の状態を長く保ち、患者様に快適さを届けましょう。それは、スタッフ自身が気持ち良く仕事をするためのポイントでもあります。

